

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会
第二十一次中間とりまとめ（案）等に関するパブリックコメントについて

令和 7 年 6 月 2 5 日
経 済 産 業 省
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
電 力 ・ ガ ス 事 業 部
電 力 基 盤 整 備 課

令和 7 年 4 月 2 3 日付けで総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会制度検討作業部会「第二十一次中間とりまとめ（案）」等に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方をまとめましたので、公表いたします。

1. パブリックコメント実施期間等

(1) 意見募集期間

令和 7 年 4 月 2 3 日（水）～令和 7 年 5 月 2 2 日（木）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

意見提出件数：12 件

3. 結果の公示日、御意見及び御意見に対する考え方

(1) 結果の公示日

令和 7 年 6 月 2 5 日（水）

(2) 御意見及び御意見に対する考え方

次項参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03－3501－1511（代表番号）

意見	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
第二十一次中間とりまとめ（案）		
（はじめに）		
1	< 意見 1 > 【該当箇所】 【意見内容】 ・・・事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大を目的とする電力システム改革が進められる中、・・・と有るが、根本的に世界市場や販売元の資金確保に左右され、一般市民は苦杯を舐めるシステムが構築されつつある様な気配がする。簡単に考えて意見を見ると、各家庭で、蒸気を発生させ(蒸気機関車の動力、または、ボイラーみたいな物)で発電して家庭電力を創出し、排出される二酸化炭素等は各家庭で回収して、それを再利用業者や自治体に、有機化や無機化で処理してもらう。今から、そのような機構を構築するのは遅い気がするが、資源政策は何本もの可能性を秘めたものでなければならないのは、往古来今で、縄文時代みたいではあるが、効率の良い安全な家庭蒸気機関発電システムが思考される事を一つの案として、政府が熟考される事を希望するのである。	頂いた御意見は今後の制度検討の参考にさせていただきます。
（間接送電権市場部分）		
2	< 意見 2 > 【該当箇所】 【意見内容】 とりまとめ 5 ページの 1 6 行「JEPX」は、「日本卸電力取引所（JEPX）」のほうがよい。	ご指摘を踏まえ、第二十一次中間取りまとめ（案）を修正いたしました。
3	< 意見 3 > 【該当箇所】 P5 2.1. 間接送電権市場（2）新たな連系線での間接送電権の設定 【意見内容】 ●意見 ・新たな連系線での間接送電権の設定について、賛同いたします ・今後の市場分断率については、広域連系系統のマスタープランを踏まえて、見通し等を示していただきたい ・間接送電権の利用が最大化されるよう、実態の把握とともに、適宜見直しを行っていただきたい ●理由 ・新たな連系線での間接送電権の設定については事業者のリスクヘッジに資するものとして賛同いたします ・(参考図 2.1-1)各エリア間における期待値差の状況等に市場分断率が示されており、リスクヘッジのための商品設定は重要です。あわせて、そもそもの市場分断率の見通しについて、広域連系系統のマスタープランも踏まえて示すことで、事業者の予見性に資するだけでなく、系統増強による効果も可視化できるものと考えます	頂いた御意見は、実際の取引開始以降の状況を踏まえつつ、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
4	< 意見 4 > ●該当箇所 P7 2.1. 間接送電権市場 （3）取引の適正化 ●意見 ・取引の適正化について賛同いたします ・間接送電権の導入趣旨に反する行動については十分な監視を行っていただき、必要に応じて罰則等の強化についても検討をお願いしたい ・算定式を含め見直し後の状況について検証をお願いしたい。その上で、必要に応じ、事業者のヒアリング等も行った上で更なる見直し等について検討をお願いしたい ●理由 ・取引の適正化に向けた対応として賛同いたします。一方でそのような行動に対しては、監視及び罰則の強化についても検討が必要と考えます ・算定式等の見直しについては、検討段階では想定していない事象の発生も考えられ、制度趣旨、目的に合ったものとなっているか検討を行うことが必要と考えます。また、結果必要である場合は利用者である事業者にもヒアリングいただき、見直し等について検討を進めていただきたい	頂いた御意見は、実際の取引開始以降の状況を踏まえつつ、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

5	< 意見 5 > ●該当箇所 P8 2.1. 間接送電権市場 (4) 新たな商品設定 ●意見 ・ 長期取引におけるヘッジ手段を充実させるものとして賛同いたします ・ 導入開始後の検証を行い、必要に応じて見直しについて検討をお願いしたい ・ 価格の高騰や約定の状況等を踏まえ、発行の頻度を適宜見直していただきたい ・ キャンセルの取り扱いについては、週間商品と年間商品の按分ではなく週間商品を先にキャンセルすべきではないか ●理由 ・ 長期取引におけるヘッジ手段を充実させるものとして賛同いたします ・ 取引のタイミング・発行量等の詳細設計については事業者のヒアリングを通じて設計いただいたものとは理解しておりますが、導入開始後に想定通りの運用となっているのかについて検証を進めていただき、事業者のヘッジ手段としてより活用が進むよう、必要に応じて見直し等について検討を進めていただきたい ・ 「何らかの事情により連系線の空容量が減少し、実需給断面において年間商品と週間商品の約定量の合計が連系線の空容量を超過した場合におけるキャンセルの取り扱いについては、年間商品と週間商品のそれぞれを按分して約定をキャンセルする」とされています。按分については、事業者の意見も参考に、キャンセルが生じた際の影響についても検証の上で、按分比率やキャンセルの優先順位付けについても検討し、ルール化をお願いしたい	頂いた御意見は、実際の取引開始以降の状況を踏まえつつ、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
6	< 意見 6 > ●該当箇所 P11 2.1. 間接送電権市場 (5) 今後の検討の進め方等 間接送電権の制度・在り方等に関する検討会では、今後を見据え、エリア間値差のヘッジ手段としての利便性や取引活性化の観点から、約定後のキャンセルリスクの解消やセカンダリー市場の導入など、事業者のニーズに合わせた市場設計が重要との意見もあった。 ●意見 ・ キャンセルリスクの解消やセカンダリー市場の導入について積極的な検討をお願いしたい ●理由 ・ エリア間値差のヘッジ手段として、特に年間商品等のキャンセルリスクは大きいものと考えます。このため、より利便性向上や取引活性化に資するものとなるよう、キャンセルリスクへの対応、セカンダリー市場の導入などについて検討を進めていただきたい	頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
(ベースロード市場部分)		
7	< 意見 7 > ●該当箇所 P12 2.2. ベースロード市場 (2) 2024 年度オークション結果総括 ●意見 ・ 特に取引が低調であった商品（2 年商品など）について、小売電気事業者へのヒアリングを通じて、商品設計等について必要に応じて見直しの検討をお願いしたい ●理由 ・ 「約定率については、2023 年度は例年度と比較して高い約定率を維持し、買手・売手の応札価格の目線が合ってきている様子がうかがえたが、2024 年度は低い水準となった。」とあるが、この原因について不明であり、買い側のニーズを適切にとらえた商品設計等となっているか検証が必要と考えます	頂いた御意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。
8	< 意見 8 > 【該当箇所】 【意見内容】 とりまとめの 17 ページの本文の 1 行「あたって」は、他の箇所の「当たって」と記載を統一したほうがよい。	ご指摘を踏まえ、第二十一次中間取りまとめ（案）を修正いたしました。

< 意見 9 >

●該当箇所

P18 2.2. ベースロード市場 （7）今後の方向性について

BL 市場は、新電力が、BL 電源から電力を調達する機会を増やすことにより、旧一般電気事業者と新電力のイコールフットイングを図ることを可能とする制度である。卸電力市場が機能し競争が十分に活性化された段階では、こうした制度的措置は終了することが望ましく、制度をとりまく環境の変化等も考慮しながら、見直しを行っていく必要がある。

●意見

・ 将来的な BL 市場の廃止については賛同します。ただし、その判断は、卸電力市場だけではなく内外無差別な卸売等の相対取引までを含めたイコールフットイングの担保と、競争活性化について十分な検証を行った上で、慎重に検討をお願いしたい

・ BL 市場の廃止までは、いたずらに制度変更を行うべきではない

・ 旧一般電気事業者の内外無差別な卸売取引と BL 市場約定価格、及び旧一般電気事業者による小売料金（以下「旧一小売料金」という。）について検証をお願いしたい

・ BL 市場の約定価格は小売電気事業者の小売メニュー料金の参照情報として、重要な価格指標となっており、BL 市場の措置終了の検討においては本市場に代わる指標について検討をお願いしたい

●理由

・ 旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフィッティングを図り、更なる小売競争の活性化を図る仕組みとして BL 市場を創設したものであり、小売競争の活性化という目的の達成をもって措置終了を行うべきである

・ 旧一般電気事業者と新電力のイコールフットイングを図ることを可能とすることを目的としており、スポット市場のみならず内外無差別な卸取引等も含めた相対取引においてもイコールフットイングが十分に担保されているかを検証すべきと考える

・ 公正な小売競争環境のもと競争を活性化させる上で、電源のイコールフットイングとプライススクイズ防止は不可欠であると考え。一方で、新電力小売事業者がプライススクイズの発生について証明することは難しいが、BL 市場約定価格、内外無差別な卸取引価格、旧一小売料金等の比較によりプライススクイズの検討が可能ではないか

・ 内外無差別な卸売取引の落札価格は落札者以外には開示されておらず、常時 BU も相次ぐ休止状態にある中、BL 市場の約定価格は数少ない小売メニュー料金の参照価格としても機能しており、本措置が終了した場合、指標価格を失うこととなる

<

ベースロード市場ガイドライン（案）		
11	<意見 12> ●該当箇所 P26 ベースロード市場ガイドライン（案） （２）大規模発電事業者によるベースロード市場への投入電力量 オークション開催回において、受渡し期間が同一である取引として、固定的な価格での取引と燃料費（石炭価格）の変動を事後的に調整する取引が同時に行われる場合、各大規模発電事業者が投入する配慮が求められる取引量については、各取引で等分し供出することとする。そのうえで、固定的な価格での取引で供出を求められる量において、未約定分であった売札は、燃料費の変動を事後的に調整する取引に全量を供出することとする。 ●意見 ・ 固定価格取引未約定分売り札の事後調整付取引への供出分については、市場の適切な運営のため、ガイドラインに沿った対応がされているか、価格について監視と結果の公表をお願いしたい ●理由 ・ 事業者の供出義務の観点で、固定価格取引未約定分売り札の事後調整付取引への供出分については、不適切な価格設定などがないか等、監視が必要と考えます	各大規模発電事業者のベースロード市場における供出量および価格については、電力・ガス取引監視等委員会にて、ガイドラインに沿った適切な取引が行われているか、監視が行われております。また、オークションの監視結果は、委員会ホームページにて適時公表されております。

意見募集を実施した際の案からの変更点

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会制度検討作業部会「第二十一次中間とりまとめ（案）」等に対する意見募集を実施した際の「第二十一次中間とりまとめ（案）」および「予備電源制度ガイドライン（案）」からの変更点は以下のとおりです。

<第二十一次中間とりまとめ（案）>

変更箇所	変更内容（赤字）	備考
2. 1（1）	（略） 間接送電権については、導入時の検討において、その後の活用状況等を踏まえ、改めて制度の見直しについて検討を行うこととされていた。制度導入から約5年が経過する中、これまでの取引実績等を踏まえつつ、一部の事業者に対して市場分断時の値差の補填等を行う経過措置が2025年度に終了するなどの制度を取り巻く環境の変化に対応できるよう、JEPX日本卸電力取引所（JEPX）において間接送電権の制度・在り方等に関する検討が行われた。 本作業部会においては、当該検討会の検討結果の報告を受ける形で検討を行った。	御意見を踏まえた修正
2. 2（4）	（略） 2025年度オークションの市場範囲を検討するにあたって、2024年3月～2025年2月における各エリア間の分断状況を調査したところ、下表の状況であった。東京－中部間など分断値差発生率の基準のみを上回ったエリア間はあったものの、分断値差発生率及び分断値差が市場分割の基準以上であったエリア間はなかった。 （略）	御意見を踏まえた修正
2. 3（2）	②予備電源の落札結果の公表項目 予備電源制度は、供給力不足に備える保険的措置という位置付けを踏まえ、容量市場や長期	御意見を踏まえた修正

	脱炭素電源オークションと同様に、落札結果を公表する必要がある、公表項目の検討にあたっ て当たっては、応札の透明性を大前提としつつ、事業者の経営情報（個別電源の応札価格等）の扱いに留意する必要がある。予備電源制度では、容量市場や長期脱炭素電源オークションにおける約定結果の公表項目を参考に、参考図 2.3-1 のイメージのとおり、落札結果を公表することとした⁴。 （略） ⁴ 第 2 回募集における落札結果の公表項目については、第 103 回（2025 年 5 月 28 日）の本作業部会で示した内容で公表することとした。	
2. 3. (3)	②参加要件 電源を休止することにインセンティブが生じないように留意しつつ、予備電源を確保するために予備電源制度の対象を広げる方針の下、第 2 回募集に向けて参加要件の見直しを検討した。 初回募集における参加要件は、「容量市場メインオークションにおいて 2 年連続で不落札若しくは未応札となった電源又は電源等差替のうち経済的な電源等差替による差替元電源（以下、2 年連続不落札等とする）」としていたが、発電事業者へのアンケートにおいて、「容量市場メインオークションの約定率が高い状況が続いており⁴⁵、2 年連続不落札等の要件を満たすことが難しいため、「容量市場メインオークションにおいて単年度の不落札若しくは未応札となった電源又は電源等差替のうち経済的な電源等差替による差替元電源（以下、単年度不落札等とする）」に要件を見直してはどうか」、「修繕に必要な資材の納品や修繕に時間を要するため、より長期の修繕期間を確保できるよう募集時期を早期化していただきたい」との意見があった。 （略） ⁴⁵ 容量市場メインオークションの約定率 2026 年度分：92.4%、2027 年度分：97.6%、2028 年度分：96.6%	技術的修正

2. 3. (3)	⑤価格規律及び評価方法 発電事業者へのアンケートにおいて、「修繕期間の関係から立ち上げプロセスの応札前に修繕を実施せざるを得ない場合もあり、こうした修繕費用を織り込んだ応札価格は高額になる」、「事後精算が認められていないため想定される修繕を全て織り込んだ応札価格は目安の価格（6,429 円/kW）を下回らない」との意見があったところ、目安の価格や事後精算を中心に価格規律について見直しを行った。	技術的修正
2. 3. (3)	⑥リクワイアメント・ペナルティ (略) (ア) 制度適用期間中の試運転 (略) また、制度適用期間中に、修繕費に織り込んだ定期自主検査・修繕に伴い実施する負荷を伴う試運転を認めるにあたり、発電事業届出との関係、やリクワイアメントとの関係、試運転の費用の取り扱い及びならびに試運転に伴い発生した収入の取り扱いについても整理した。	技術的修正
2. 3. (3)	⑥リクワイアメント・ペナルティ (略) (オ) 応札価格に織り込まれた負荷を伴う試運転費用のうち、未実施費用の取り扱い 修繕費は応札価格に織り込んだものの、実施しなかった場合の取り扱いについて整理されており、定期自主検査・修繕に伴い実施する負荷を伴う試運転の費用を修繕費に織り込むことを認めることとしたため、未実施の修繕費の取り扱いと同様に、事業者から当該試運転が未実施⁵⁶であった旨の申告がある場合、又は修繕完了時の連絡等において明らかに未実施と判断できる場合において、修繕費の一部として費用の精算を行うこととした。 (略) ⁵⁶ 燃料を購入しなかった場合や購入した燃料が余った場合も含まれる。	技術的修正

2. 3. (3)	⑥リクワイアメント・ペナルティ (略) (カ) 試運転に伴い発生する収入の取り扱い 修繕費に織り込んだ定期自主検査・修繕に伴い実施する負荷を伴う試運転を実施した場合は、電力が発生することになるが、燃料費を含めた試運転に係る費用すべてを予備電源制度で負担することとしたため、当該試運転に伴い発生した収入は返還を求めることが適切であると考えられた。このため、応札価格に試運転に係る費用を織り込んだ場合、負荷を伴う試運転に伴い発生した収入は石油火力の燃料関係費用の考え方⁶⁷を参考に、収入の確認を行うと共に、その9割の還付を求めることとした。 (略) ⁶⁷ 燃料関係費用が予備電源制度から支払われていることを踏まえると、残った燃料については、事業者において売電又は燃料転売を行うこととし、得られた収益の一部還付を求めることとした。具体的には、長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の扱い等を参考に、9割の還付を求めることとした。	技術的修正
2. 3. (4)	④募集スケジュール (略) (イ) 第2回募集において2029年度を制度適用期間とする応札電源の取り扱い (略) このため、第2回募集において2029年度（長期立ち上げの応札電源の場合は2028年度及び2029年度）を制度適用期間に含める予備電源の応札があった場合、かつ、当該電源が2029年度実需給向け容量市場メインオークションに約定した場合には、次のとおりとした。 (i) 予備電源の落札が決定される前に、容量市場メインオークションの約定結果が公表される場合は、当該電源は予備電源制度の応札から辞退する。 (ii) 予備電源の落札が決定し、既に予備電源となった後に、容量市場メインオークション	技術的修正

	の約定結果が公表される場合は、当該電源は予備電源制度から退出する⁷⁸。 (略) ⁷⁸ 本ケースは事業者が適切に対応していたとしても退出を避けられないため、退出ペナルティを科さないこととした。	
2. 3. (5)	⑤立ち上げプロセス 短期立ち上げの予備電源に応札を求める立ち上げプロセスは、落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等（例えばkW公募等）とする。 長期立ち上げの予備電源に応札を求める立ち上げプロセスは、容量市場の追加オークションのうちの調達オークションとする。ただし、電源の新陳代謝を促す観点から、容量市場メインオークションから調達オークションまでの間に約定電源の退出が進むなど、調達オークション前の供給力確保量と、調達オークションでの目標調達量の差分が、H3需要の2%分⁸⁹を上回っている場合に限り、長期立ち上げの予備電源に応札を求めることとする。 (略) ⁸⁹ 容量市場において、2021年度（実需給年度2025年度）以降のメインオークションでは、調達量からH3需要の2%分を控除し、追加オークションで調達することとされている。	技術的修正
2. 3. (5)	⑦リクワイアメント・ペナルティ (略) 立ち上げプロセスへの応札以外の項目は、事業者には遵守を求め、守られない時には事業者への説明等を求め、必要に応じてその状況の公表等も行いつつ、最終的には契約解除できる。 具体的に、まず制度適用期間中に休止状態を維持し続けることをリクワイアメントとして⁹⁻ ¹⁰ これに反して予備電源を立ち上げた場合は、立ち上げ時点に遡り、契約解除とし、併せて10%の退出ペナルティを科す。 (略)	技術的修正

	⁹¹⁰ ただし、立ち上げが決定した場合、立ち上げ作業から稼働終了までの期間はリクワイアメントから除く。また、2.3.（3）⑥（ウ）の通り、予備電源の応札価格における修繕費に織り込んだ定期自主検査・修繕に伴う試運転はリクワイアメントの対象外とする。	
2. 3.（4）	⑨価格規律、応札価格に織り込むことが認められるコスト 本制度は、候補となる高経年火力電源等の数が限られるため、応札容量が大規模な電源は募集量を満たすために落札不可欠となり、高値で応札されても落札となる可能性があると考えられることを踏まえ、応札価格に一定の規律を設ける。 本制度の応札価格に織り込むことができる主な費用は、容量市場で応札価格に織り込むことが認められている人件費・修繕費¹⁰¹¹・固定資産税・事業税（収入割）・発電側課金と、容量市場では応札価格に織り込むことが認められていない法人税・休止維持費¹¹²・燃料関係費¹²¹³・事業報酬¹³¹⁴とする。 予備電源の応札価格のうち容量市場と重複する費用は、当該電源が容量市場に応札した価格¹⁴¹⁵と比較し、それを上回らないことを基本とする。具体的には、費用別の容量市場の応札価格との関係を以下とする。 （略） ¹⁰¹¹ 休止措置に関連して必要となる修繕の中に、例えば、電源の防錆措置としての窒素封入費用が含まれる。また、電気事業法第55条に基づく定期自主検査に伴う試運転や機器の修繕の完了を確認をするために必要な試運転など定期自主検査や修繕に伴う試運転に限り、必要な費用を修繕費に含むことも可能とする。修繕費を応札時の価格から事後的に増額することは認めず、未実施の修繕は精算する。ただし、応札価格の範囲内であれば追加的な修繕も可能とする。 ¹¹² 例えば、電源の防錆措置のために封入した窒素の圧力が経時的に低下した場合に行う、窒素の追加圧入措置が含まれる。 ¹²¹³ 石油火力に関して、立ち上げが決まってからでは燃料の確保が難しい場合に限り、あらか	技術的修正

	じめ発電所等のタンクに必要最低限の燃料を保管しておくための燃料購入等に係る費用。 ¹³¹⁴ 本制度に係る総営業費用相当額×当該電源を保有する自己又はグループ内の発電部門固有の事業報酬率。 ¹⁴¹⁵ 当該電源が選択した予備電源の制度適用期間を実需給年度とする容量市場において、当該電源が不落札かつ監視対象だった場合は、その応札価格を参照する。他方、当該電源が不落札だったが監視対象外だった場合、又は未応札だった場合は、当該電源の過去の修繕等の実績値等を参照する。	
--	---	--

<予備電源制度ガイドライン（案）>

変更箇所	変更内容（赤字）	備考
2.（2）	価格評価においては、容量市場の価格（第1回～第4回メインオークションにおける経過措置⁵を考慮した総平均単価の平均値（6,429円/kW³）（第1回～第5回メインオークションにおける上限価格⁴の平均値（14,399円/kW⁵））を目安とし、燃料関係費用を除いて算出した応札単価⁶（円/kW・年）がこれを下回るこの目安以下となる電源の中から応札単価⁶が低い電源を高評価とする。また、応札単価が同額の場合、燃料関係費用を除いた応札価格が低い電源をより高評価とする。なお、また、落札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式を用いる。 （略） ⁶ 容量市場の価格と比較する、燃料関係費用を除いて算出した応札単価（円/kW・年）、価格評価における応札単価（円/kW・年）＝事業者が3（2）で後述する算出ルールに基づいて応札価格に織り込んだ各コストの合計値から燃料関係費用を除いた値（円）÷ {応札容量（kW）×制度適用期間の月数（月）÷12（月/年）} ⁷ 応札単価（円/kW・年）＝事業者が3.（2）で後述する算出ルールに基づいて応札価格に織り込んだ各コストの合計値（円）÷ {応札容量（kW）×制度適用期間の月数（月）÷12（月/年）}	技術的修正